

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 8 回総務・企画・議会小委員会

日時　：　平成 1 4 年 1 1 月 1 1 日(月)

場所　：　丹後町役場 2 階第 4 会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 6 消防団の取扱い(継続協議)

(2) 次回の議題について
協定項目の協議について

(3) 次回の小委員会の日程

第 9 回総務・企画・議会小委員会

日程 平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日(水) 午後 1 時 3 0 分

場所 峰山町役場 2 階大会議室

3 その他

(1) 新市建設計画の具体化等について

(2) その他

第8回 総務・企画・議会小委員会

協議第1号

19-6 消防団の取扱い

平成14年11月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目		19-6 消防団の取扱い			整理番号	専門部会名	総務部会
分類		1 消防団の組織				分科会名	消防分科会
項目		現		況			
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1	定員	374人	345人	490人	290人	255人	242人
2	任用	消防団長、副団長は、消防団の推薦に基づき町長が任用。その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から、町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者	消防団長、分団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号を有する者の中から町長の承認を得て団長が任命する。 (1)大宮町の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固でかつ身体強健な者	消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者	消防団長は町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。 (1)本町に住居する年齢満18歳以上45歳未満であること。但し、特に必要があるときはこの限りでない。 (2)団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長たるに足りるものとして消防団より推薦された者であること。	消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から、町長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住し又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固でかつ身体強健な者	消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)久美浜町の区域内に住所を有し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ身体強健な者
3	年齢制限	18歳以上(上限なし)	18歳以上(上限なし)	18歳以上(上限なし)	年齢満18歳以上	18歳以上(上限なし)	18歳以上(上限なし)
4 組 織 ・ 分 団 数	分団数	6分団	8分団	5分団	5分団	5分団	4分団
	団長	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	副団長	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	分団長	6人	8人	5人	5人	5人	8人
	副分団長	6人	8人	5人	5人	5人	4人
	指導員	12人	10人	25人	13人	8人	12人
	部長	20人	22人	17人	13人	13人	13人
	班長	36人	44人	29人	26人	17人	25人
	団員	289人	250人	351人	186人	169人	178人
	欠員	3人	1人	56人	40人	36人	0人
	合計	374人	345人	490人	290人	255人	242人
	内ラッパ	0人	0人	0人	0人	10人	12人
	内女性団員	0人	0人	8人	0人	0人	0人
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-6 消防団の取扱	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 消防団の組織	分科会名	消防分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>6町で、現員数が定員数より136名少ない。 平成14年4月1日現在 現員1860名 定員1996名 現員数、組織体制(併合)、高齢化、過疎化を考慮する必要がある。</p> <p>任用方法については、消防組織法のとおりだが、当該消防団の任用条件に、大宮町、網野町、弥栄町、久美浜町が「当該区域内に勤務する者」を設けている。 また、丹後町のみ上限の年齢制限を設けている。</p> <p>高齢な団員もいるため、年齢制限(上限)を定めるかどうか検討する必要がある。 定員数の制定に影響</p> <p>(6町合計 現員数) 団長 6名 副団長 6名 分団長 37名 副分団長 33名 指導員 80名 部長 98名 班長 177名 団員 1423名 計 1860名</p>		<p>(案) 現団員は、そのまま新市へ引き継ぎ、現員数を定数とする。</p> <p>(案) 任用の取り扱いについては、合併期日までに調整し、新市において適用するものとする。 消防団長は、消防団の推薦に基づき首長が任命し、消防団長以外の消防団員は、首長の承認を得て消防団長が任命する。(消防組織法第15条の5のとおり)</p> <p>(案) 団員の年齢制限については、合併期日までに調整し、新市において適用するものとする。</p> <p>(案) 消防団は、平成16年3月31日まで現行のとおりとし、平成16年4月1日をもって1消防団に再編する。 また、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	19-6 消防団の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会		
分類	2 消防団の手当等	分科会名	消防分科会				
		現況					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 報酬等(年額)							
団長	報酬額	175,000円	324,000円	160,000円	162,500円	165,000円	160,000円
	その他手当等	204,000円		160,000円	162,500円	165,000円	160,000円
副団長	報酬額	110,000円	206,000円	100,000円	104,000円	106,000円	102,500円
	その他手当等	136,000円		100,000円	104,000円	106,000円	102,500円
分団長	報酬額	87,000円	76,500円	75,000円	77,000円	78,000円	77,500円
	その他手当等	105,000円	76,500円	75,000円	77,000円	78,000円	77,500円
副分団長	報酬額	46,000円	46,000円	45,000円	45,500円	48,500円	50,000円
	その他手当等	68,000円	46,000円	45,000円	45,500円	48,500円	50,000円
指導員	報酬額	44,000円	42,000円	41,500円	0円	42,500円	50,000円
	その他手当等	55,000円	42,000円	41,500円	91,000円	42,500円	50,000円
部長	報酬額	44,000円	42,000円	41,500円	43,000円	40,000円	42,500円
	その他手当等	55,000円	42,000円	41,500円	43,000円	40,000円	42,500円
班長	報酬額	40,000円	33,000円	39,000円	33,000円	24,000円	30,500円
	その他手当等	37,000円	33,000円	39,000円	33,000円	24,000円	30,500円
団員	報酬額	40,000円	18,500円	18,000円	21,500円	18,000円	20,000円
	その他手当等		18,500円	18,000円	21,500円	18,000円	20,000円
備考				指導員3人(主任)は副分団長格、 10人は部長格で支出			
2 出動手当等							
出動手当	1,600円×5回	1,600円/回	1,200円/回	1,500円/回	600円/回		
訓練手当		1,500円/回		1,500円/回	1,300円/回	1,500円/回	
警戒手当		1,500円/回	1,200円/回	1,500円/回		1,500円/回	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-6 消防団の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会																																								
分類	2 消防団の手当等	分科会名	消防分科会																																										
課 題			調 整 結 果																																										
<p>各町、階級によって額が違ふ。報酬額とその他手当をあわせた額が実質支給されている。</p> <p>《参考》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団員報酬</th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>宮津市</th> <th>国基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>116,200</td> <td>72,000</td> <td>105,000</td> <td>81,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>73,200</td> <td>40,000</td> <td>67,000</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>67,300</td> <td></td> <td>61,000</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>33,000</td> <td></td> <td>31,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>25,000</td> <td>28,000</td> <td>27,000</td> <td>35,500</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>21,700</td> <td>22,000</td> <td>20,500</td> <td>35,500</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>15,200</td> <td>16,000</td> <td>18,500</td> <td>34,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円(年額)</p>			団員報酬	福知山市	舞鶴市	宮津市	国基準	団長	116,200	72,000	105,000	81,000	副団長	73,200	40,000	67,000	67,500	分団長	67,300		61,000	49,000	副分団長	33,000		31,000	44,000	部長	25,000	28,000	27,000	35,500	班長	21,700	22,000	20,500	35,500	団員	15,200	16,000	18,500	34,500	<p>(案)</p> <p>団員の報酬等については、平成16年3月31日までは現行のとおりとし、平成16年4月1日以降の取り扱いについては、現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において6消防団の再編前までに調整する。</p>		
団員報酬	福知山市	舞鶴市	宮津市	国基準																																									
団長	116,200	72,000	105,000	81,000																																									
副団長	73,200	40,000	67,000	67,500																																									
分団長	67,300		61,000	49,000																																									
副分団長	33,000		31,000	44,000																																									
部長	25,000	28,000	27,000	35,500																																									
班長	21,700	22,000	20,500	35,500																																									
団員	15,200	16,000	18,500	34,500																																									
<p>各町により、1回あたりの単価が違ふ。また予算措置の違いが有り、出勤回数があるところや、回数に限られているところがある。</p> <p>《参考》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>宮津市</th> <th>国基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出勤手当/回</td> <td>1,200</td> <td>1,000(以内)</td> <td>2,000</td> <td>6,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p>				福知山市	舞鶴市	宮津市	国基準	出勤手当/回	1,200	1,000(以内)	2,000	6,700	<p>(案)</p> <p>出勤手当等については、平成16年3月31日までは現行のとおりとし、平成16年4月1日以降の取り扱いについては、現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において6消防団の再編前までに調整する。</p>																																
	福知山市	舞鶴市	宮津市	国基準																																									
出勤手当/回	1,200	1,000(以内)	2,000	6,700																																									
小委員会確認期日			協議会確認期日																																										

参考資料

消防防災に関する費用（職員人件費除く）平成13年度決算額

（単位：円）

項	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計
常備消防費	160,699,000	129,700,000	182,560,000	105,010,000	93,710,000	152,890,000	824,569,000
非常備消防費	67,348,836	39,787,998	64,435,716	47,077,332	35,230,399	32,193,750	286,074,031
消防施設費	39,651,255	9,634,800	18,658,999	36,693,135	3,352,538	46,611,944	154,602,671
水防費						49,227	49,227
災害対策費	33,806,361	3,610,303	17,419,690	5,441,540	1,957,790	9,031,279	71,266,963
計	301,505,452	182,733,101	283,074,405	194,222,007	134,250,727	240,776,200	1,336,561,892